

平成30年3月1日付け津市監査委員告示第1号公表分

芸濃総合支所

市民福祉課

監査の結果	機能回復訓練用備品として津市芸濃保健福祉センター内において保管している舟こぎ動作型体幹筋力トレーニングマシン（舟こぎマシン）について、長期間使用中止の状態であることから、当該物品の処分も含め、その取扱いを明確にされたい。
措置の内容	舟こぎ動作型体幹筋力トレーニングマシン（舟こぎマシン）について検討を行った結果、平成30年11月に津市物品会計規則第18条に規定する物品返納届により返納し、廃棄処分とした。